

児童名 _____	合計 _____ 点
算定方法 ①(父)+①(母)+②	

①基準指数(保育を必要とする事由)

番号	保護者の状況	細目	指数	父	母	
1	居宅外労働(自宅外自営を含む) ※常勤・非常勤等の呼名や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月64時間以上(未満児は月16日以上かつ1日4時間以上)就労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働を除く)により細目を区分する。	月実働140時間以上就労	99			
		月実働120時間以上140時間未満就労	90			
		月実働100時間以上120時間未満就労	85			
		月実働80時間以上100時間未満就労	80			
		月実働64時間以上80時間未満就労	75			
	居宅内労働 ※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※内職従事者については、協力者の細目を適用する。	自営業(中心者)	月実働140時間以上就労	94		
			月実働120時間以上140時間未満就労	85		
			月実働100時間以上120時間未満就労	80		
			月実働80時間以上100時間未満就労	75		
			月実働64時間以上80時間未満就労	70		
		自営業(協力者)	月実働140時間以上就労	84		
			月実働120時間以上140時間未満就労	75		
			月実働100時間以上120時間未満就労	70		
			月実働80時間以上100時間未満就労	65		
			月実働64時間以上80時間未満就労	60		
2	妊娠・出産	出産予定月の2か月前から出産後2か月までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合(切迫流産は「疾病」と扱う。)	99			
3	疾病・負傷	疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院	99			
		疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	80			
		慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	60			
	心身の障がい	身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 ※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。	90			
		上記以外	70			
4	介護	病院等居宅外での介護	80			
		居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む。)	60			
5	災害復旧		99			
6	求職活動等	公共職業安定所(ハローワーク)に登録・相談し求職活動を行っている場合または起業準備を継続的に行っている場合	50			
		公共職業安定所(ハローワーク)に登録せずに求職活動を行っている場合	30			
7	就学	卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合	80			
		通信教育(就職の準備のために受ける通信教育に限る)	60			
8	虐待やDVのおそれがあること		※			
9	育児休暇取得時の継続保育	保護者の健康状態により環境の変化が好ましくないと考えられる場合	70			
		既に保育園に入園している子どもが、次年度に小学校入学を控えている場合	50			

②調整指数(優先利用)

項目	細目	指数	該当
世帯の状況 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例:ひとり親世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高いひとり親世帯の扱いとする。)	ひとり親世帯 ※配偶者(事実婚を含む)のいない世帯 ・ 配偶者との離婚又は死別 ・ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ・ 配偶者から6か月以上遺棄されている ・ 婚姻によらないで母になった場合 ・ 離婚を前提に別居している場合	祖父母と別居 130	
		祖父母と同居 120	
	父、母が別居(単身赴任を含む)している	99	
	生活保護世帯等 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合	70	
保護者の状況	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、申込期限以降から4月中の復帰者を含む。)	30	
	自営業(居宅内労働)で危険な業種(火気・刃物・機械等危険物を取り扱う)場合	5	
同居の親族等の状況(注1)	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-15	
	近隣(岐南町内)に65歳未満の親族が在住している場合	-10	
児童の状況	入所希望の保育所に兄弟姉妹が既に保育所へ入所している	20	
	同時に3人以上の児童の申請をしている	20	
	認可外保育施設へ預けている	10	
	町外からの転入	10	

注1 同居の親族等の健康状態や就労状況等によってはマイナス指数を適用しないものとする。同じ敷地内に祖父母等の家が建っている場合は、同居とみなす。隣に家があっても敷地が異なり分かれている場合は別居とみなす。

該当する場合にチェック		父方	母方
同居の親族等の状況(注1)	同居の親族その他の者が65歳未満の場合		
	近隣(岐南町内)に65歳未満の親族が在住している場合		